

平成20年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
12月19日（金）	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件（議案第9号）	6
○日程第5、一般質問	7
○議長のあいさつ	14
○管理者のあいさつ	14
○閉会の宣告	15

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第19号

平成20年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年11月19日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成20年12月19日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会 期

平成20年12月19日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	藤	原	建	志	議員	2 番	齊	藤	芳	久	議員
3 番	加	藤	則	夫	議員	4 番	井	上	勝	司	議員
5 番	山	中	基	充	議員	6 番	大	山		茂	議員
7 番	宮	崎	弘	子	議員	8 番	武	井		誠	議員
9 番	長	峰	保	男	議員	10 番	高	野	宜	子	議員
11 番	滑	川	光	彌	議員	12 番	石	川		清	議員

不応招議員（なし）

平成20年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成20年12月19日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第4号）

(2)平成20年度定期監査の結果について（監査報告第5号）

(3)議事説明者について

日程第 4 議案第9号 平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件

日程第 5 一般質問

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	藤原建志	議員	2番	齊藤芳久	議員
3番	加藤則夫	議員	4番	井上勝司	議員
5番	山中基充	議員	6番	大山茂	議員
7番	宮崎弘子	議員	8番	武井誠	議員
9番	長峰保男	議員	10番	高野宜子	議員
11番	滑川光彌	議員	12番	石川清	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁	副管理者	藤縄善朗
監査委員	村田悦朗	会計管理者	木村栄一
事務局長	金子久夫	事務局次長兼総務課長	新井邦男
総務課 主席主幹	新井正美	業務課長	吉田文夫
業務課 主席主幹	矢作芳和	建設課長	杉田泰明
建設課 主席主幹	内田好久	管理課長	森田進一
管理課 主席主幹	千葉峰男	水処 センター 所 理一長	栗原茂夫

事務局職員出席者

書記	宇津木優明	書記	菊地征一
書記	若狭英二		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 井上勝司議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

- 井上勝司議長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は年末の何かとお忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第であります。

本日提案されております議案は、平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算が提出されております。

何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

- 井上勝司議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

- 伊利 仁管理者 議員の皆さん、おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成20年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、極めてご多用の中、ご健勝にてご出席を賜り、ここに議会の成立を見ることができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本年度も第3・四半期を終えようとしています。引き続き普及率向上に向け、面整備工事を行い、鋭意努力をいたしているところでございます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第2号)を定める件であります。本組合運営上重要な案件でございますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

何とぞよろしくお願い申し上げます。



◎議事日程の報告

○井上勝司議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○井上勝司議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

5番 山中基充 議員

6番 大山茂 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○井上勝司議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成20年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸報告

○井上勝司議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査委員より、平成20年8月分から10月分に係る現金出納検査結果についての報告及び平成20年度定期監査の結果についての報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○井上勝司議長 日程第4、議案第9号 平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 ただいま議題となっております議案第9号 平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第2号）を定める件について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,349万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億450万1,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、一般職員の人件費につきまして、人事異動等に伴い、所要額と既定予算額との調整が必要となったため、措置しようとするものであります。

歳出に見合う財源といたしましては、構成市等の負担金及び繰入金により、収支の均衡を図った次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○井上勝司議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」の声〕

○井上勝司議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○井上勝司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎一般質問

○井上勝司議長 日程第5、一般質問を行います。

通告者は2人であります。順次質問を許します。

5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、本定例議会における私の一般質問を行わせていただきます。

まず初めとして、整備計画拡大に伴う取り組みについてお伺いをいたします。

平成21年度から25年度にかけて整備計画が示され、地域への説明会も開かれていると伺っております。今後の整備への取り組みがスムーズに運ぶことが期待をされます。

- (1) として、現在までの取り組み状況について。
- (2)、今後の取り組みの具体的な流れについて。
- (3)、関係市民の今後の負担の理解について。
- (4)、特に受益者負担金の理解について。
- (5)、市民からの問い合わせについて、お伺いをいたします。

続きまして、大きな2番目として、補助金適正化法の規制緩和の影響についてお伺いをいたします。

補助金適正化法の運用の緩和により、使われなくなった公共施設の転用や早い時期での廃止が容易になります。おおむね10年経過した公共施設は、国に報告をすれば、転用や廃止をしても補助金の返還が求められなくなります。ただ、省ごとに転用の制約がある場合があり、外郭団体への緩和があいまい等の制限が残る場合もあるようです。そこで、当組合についてお伺いをいたします。

- (1)、下水道組合への影響について。
- (2)、特に北坂戸処理場は、施設の老朽化が危惧されていても補助対象期間が残存しており、廃止となれば補助金の返還が生じるということでしたが、今後の施設のあり方についてどのような影響がありますか。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。

○井上勝司議長 金子久夫事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の事業認可の関係でございます。おかげさまで、平成15年より始めました第9次事業認可区域につきましては、今年度計画しておりました地域の整備がすべて終了しますと、当初事業認可で見えておりました整備地域がすべて終了することとなります。現在までに今年度予定しておりました工事の発注も既に終了いたしまして、来年3月までには整備がすべて終了する予定となっております。そして、第10次事業認可の整備関係につきましては、平成21年度から25年度までの下水道整備計画を既に議員の皆様にお知らせし、組合といたしましても、整備に向けて動き出したわけでございます。

1点目の現在までの取り組み状況でございますが、これらの下水道整備を計画的に推進するには、財源の確保は当然でございますが、関係する市民のご理解とご協力が必要不可欠と考えております。特に整備区域の市民の皆様には、受益者負担金を初めとして、公共下水道へ接続するための宅内工事費の費用の負担、さらに接続後におきましては、下水道使用料金のご負担が発生するわけでございます。また、工事期間中におきましては、通行どめ等、関係市民に大変ご迷惑をおかけすることとなりますので、当組合として、今後のスケジュールを作成するとともに、ホームページ等の活用によりまして市民へ事業概要等の周知に努め、また関係地域を対象とした説明会を実施することにより、地域市民へのご理解とご協力をお願いしていく計画となっております。

次に、2点目の今後の取り組みの具体的な流れについてでございますが、基本的にはこれまでと同じでございます。工事を施行する前年度に、関係する地域の調査・測量を実施し、設計を行います。そして、

工事を施行する年度に、整備区域の皆様へ受益者負担金の賦課通知並びに請求書を送付することとしております。関係市民への説明会の時期でございますが、説明会につきましては、受益者負担金を賦課する前年度に実施し、工事説明会につきましては、工事を実施する年度当初に実施したいと考えております。さらに、工事を発注した時期には、着工前に着工通知等により関係市民への周知を徹底してまいりたいと考えております。

次に、3点目の関係市民の今後の負担の理解についてと、4点目の受益者負担金の理解についてでございますが、当組合では、坂戸市、鶴ヶ島市の下水道を整備することを目的に、昭和44年度から国の認可を得まして下水道事業を進めてきたわけでございます。住みよいまちづくりを行う上で大きな役割を果たしているものであります下水道は、不特定多数の人が利用する道路等とは違いまして、その利益を受ける人や地域が限定されているということで、負担の公平と財源の確保を図るため、昭和52年度より、都市計画法第75条の規定により受益者負担金制度を当組合では設け、きょうまで進めてまいりました。先ほど申し上げましたが、今年度より平成25年度に向けての新たな事業認可を得ましたので、平成21年度事業としての賦課地域の算定を行い、受益者負担金説明会の準備も進めているところでございます。これらの説明会を通して、受益者負担金へのご理解や、関係する市民の皆様に対しまして説明してまいるとともに、電話等による問い合わせに対しましても、制度の趣旨やご不明な点等に十分ご理解いただけるような体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、5点目の市民からの問い合わせについてでございますが、電話や窓口による問い合わせを数多くいただきますが、不明な点につきましては、可能な限り本人に会うなどして市民の不安の軽減に努めております。中でも関心が高いのは、下水道の整備時期や市民が負担しなければならない費用が幾らぐらいなのか、これらの周知、並びに相談につきましても今までありました。今までの方法等につきまして、さらに検討を重ね、市民の方が心配や不安にならないよう、職員に徹底してまいりたいと考えてございます。

1点目につきましては以上でございます。

続いて、次に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の関係でございます。この法律の第22条に財産処分の制限について定められておりまして、さらに施行令第14条におきまして、処分等を行う規定が決まっております。内容は、「各施設の処分は、各省庁が定める耐用年数に達していること」等となっております。これに満たない場合には、補助金を返還することにより、処分または他の目的に使用することができることとなります。さらに、目的外使用等の承認には時間がかかるということのため、この制度につきましては、活用されていない状況がございます。補助施設をほかに有効に活用するという妨げにもなっておるわけでございます。しかしながら、社会経済情勢の変化並びに地域活性化及び政策課題の変化に的確に対応するために、補助金適正化法の運用についての見直しがことし3月に行われ、「一定期間を経過した地方公共団体の補助施設は、補助の目的が達成されたものとみなし、目的外使用等の手続を簡素化することができること」としてあります。この運用につきましては、先ほども申し上げたとおり、各省庁で運用基準を定めることとしておりまして、下水道事業の管轄であります国土交通省におきましては、今のところ規制緩和に係る運用基準が定められていない状況でございます。現段階における組合の対応といたしましては、今後の動向を見守りつつ、適正な維持管理に努めてまいると。正式な運用基準が定められましたら、検討していきたいと考えております。

次に、2点目の北坂戸水処理センターの今後のあり方についてでございますが、平成6年11月に、石井水処理センターが供用開始されました。そして、その前に開始されております北坂戸水処理センターと、2つの施設で現在処理をしているところでございます。北坂戸水処理センターにつきましては、その耐用年数を考慮し、補助金の返還等が発生することも含めて、統廃合についての検討はしておりますが、現在コンクリートの耐用年数が50年となっており、最後に施工したコンクリート施設が昭和57年になりますので、計算上、平成44年ごろが耐用年数に達するわけでございます。今回この法律の規制緩和が打ち出されましたので、先ほど申し上げましたとおり、今後下水道の所管省庁である国土交通省の動向を見守るとともに、今後関係機関等とも協議していく必要があると考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 5番、山中基充議員。

○5番（山中基充議員） 5番、山中基充でございます。再質問を行わせていただきます。

まず1問目ですけれども、この下水道計画というのは、来るまでは早く欲しいと言いながら、来てからは、実際に宅内の自分たちの工事等で費用が発生するということもありまして、なかなか、みんながもう手を挙げて喜んでスムーズに行くという場合も、そうでない場合も多いというふうな地域でもございます。この地域は特に、あと、区画整理が施行されて、同じ脚折5丁目でも飯盛川を挟んで北側はずうっと整備がされてこなかったという、まあ、理由はあるわけですが、そういった感情等もある地域でもございます。ただ、これが、今回の26年度までの計画が整えば、坂戸市の市街化区域に関してはほぼ100%の普及率と。鶴ヶ島市でも90%ということで、いよいよ下水道事業も大きな山に差しかかっているという事業であることも理解しておりますので、今ご答弁ありましたように、市民等の理解と協力を得ながら、スムーズな運営をされていかれること、また、今回の工事の計画に関しましても、最初に議会に示されただけでしたけれども、ホームページ等にも載っているようでございますので、そういった形で、広く市民がわかりやすいように今後とも努めていただきますように、こちらは要望で結構でございます。

また、補助金適正化法に関しましては、特に各省庁でその基準を定めなければなかなか動かないということはもちろん存じ上げているわけでございますので。ただ、ここの北坂戸の水処理場の場合は、いざというときの場合に石井水処理場に転用といいますか、できるように、管もこのたび通したばかりでございますが、そういったことを考えれば、国土交通省の運用基準が定まりましたら、速やかに将来構想を改めて考えられるのかどうかということについて、確認も込めまして、再質問をさせていただきます。

○井上勝司議長 金子久夫事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 再質問にお答え申し上げます。

北坂戸水処理センターの老朽化の関係でございます。国交省のほうである程度の指針が出ましたらということで、すぐにとということでございますが、基本的には石井水処理センターの、当然、北坂戸の水処理センターを廃止するとかそういう形になりますと、石井水処理センターのほうにその器をつくらなければならぬということが発生するわけでございますので、それにつきましても、財政面あるいは機関面等も考えながら、今後は検討していかなくてはならないのではないかと考えております。いずれにいたしましても、今後関係機関等もございまして、それらとの協議も今後必要だと考えておりますので、一応今後そういう動向を見守っていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○5番(山中基充議員) はい。

○井上勝司議長 次に、6番、大山茂議員。

○6番(大山茂議員) 6番、大山です。ただいまより、通告に従いまして西坂戸し尿処理施設に関しての一般質問を行います。

ただいま山中議員の質問にもありましたとおり、平成25年度までに認可の拡大区域整備年次計画が示されましたが、公共下水道、下水道中央幹線が平成25年度までに西坂戸には到達するという計画が示されました。昭和55年4月30日に西坂戸全域が市街化区域に編入されて以来、西坂戸の住民は、都市計画税を納め続けてきました。都市計画税を納めることによって、都市計画施設、これは汚水処理施設、下水道の施設も含むわけですが、これらの積み立てを行ってきたかと思いますが、入居開始以来37年、平成25年といえますと、最初に入居した人からすると、42年たってやっと公共下水道の仲間入りができるということになります。これまで西坂戸は、開発業者の子会社によるコミュニティープラントにより、し尿処理がされてきました。このほど公共下水道の仲間入りがやっとできるということですが、昭和46年以来稼働しているコミュニティープラントの維持管理に関しての不安な点、あるいは平成25年度までの公共下水道整備に至るまでのさまざまな点、総じて西坂戸し尿処理施設に関して質問をするところです。3点、質問を行います。

まず第1点、西坂戸のし尿処理施設は、稼働を開始してから現在37年を経過しているかと思えます。これまで維持管理のための補修修繕を繰り返してきたかと思えます。下水道中央幹線が西坂戸に到達するまでの5年間の維持管理について、中央幹線が来るまでは西坂戸の汚水処理はこのコミュニティープラントに頼るわけですが、維持管理についてですね、また補修修繕に係る費用の見込みを含めて、今後5年間の維持管理についてお答えをお願いします。

第2点、これまでの議会でも、さまざま下水道使用料について触れてきましたが、し尿処理施設の歳入歳出、財政運営について、数字的に見てみますと、平成20年度の予算において見ますと、事業費とそれから利用者負担の比率ですね。公共下水道全体の地域と、それから西坂戸し尿処理施設に限って、予算書に出ている数値に基づいて比較をしてみました。公共下水道地域では、事業費は19億4,222万3,000円、それに対して使用料収入、つまり受益者負担の使用料収入が11億円、その比率は56.6%です。西坂戸し尿処理施設に関して言えば、事業費は7,095万5,000円。一方、使用料の収入を4,800万円と見込んでいます。これを比率でいうと67.6%。数字的に単純に見ますと、公共下水道地域での使用料の比率は56.6%に対して、西坂戸では67.6%ということで、この数字は単純比較できないことは十分承知の上でこの数字を出したわけですが、西坂戸の住民は、当初の購入時ではコミュニティープラントの分も、家屋・土地を購入するとき建設事業者に対してコミュニティープラントの分も負担はしているはずですし、先ほど触れましたように、昭和55年以降は都市計画税を納め続けています。汚水処理に関して、重ねて投資しているというような見方もできます。その判断はともかく、さきの単純比較からしても、比率的には西坂戸の下水道使用料負担はもっと抑えてよいのではないかと思います。西坂戸のし尿処理施設の財政運営についての所見をお尋ねします。

第3点、技術的な面をお尋ねします。現在のコミュニティープラントの位置との関係で、どのような接続をする予定でしょうか。また、コミュニティープラントは、下水道中央幹線が到達した時点では役目を終えるかと思いますが、その跡地の活用についての考えもありましたら、お答えをお願いします。

以上3点です。よろしくをお願いします。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 大山議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

西坂戸団地におきましては、昭和46年に入居が始まりまして、下水道施設も同時に供用開始されたわけでございます。開始以来37年が経過しております。

ご質問の1点目の、この下水道施設の維持管理についてでございますが、供用開始当初は民間による管理を行っておりましたが、平成2年4月より、私どもの下水道組合が規約を改正し、下水道施設の維持管理を行ってきたわけでございます。ご存じのとおり、この地域の形態が傾斜地であり、到達時間も早く、また流入下水の時間的変動が大きい施設でございますので、処理場の運転には細心の注意を払って維持管理を行ってきております。処理施設の機械設備等につきましても、37年という経過がたちまして老朽化しておるわけでございます。現在組合といたしましては、平成10年に各設備機能の診断を行い、この診断に基づいて整備計画を作成し、この計画を参考に現状を把握しつつ整備を行ってきております。しかし、今回新たに西坂戸地域が事業認可に入ったことによりまして、公共下水道への移行時期が見えてまいりましたので、設備の整備につきましては、必要最小限の整備としていく方針でございます。なお、緊急的な工事等につきましては、今までどおり措置をしていきたいと考えてございます。

続きまして、財政運営の関係でございます。予算ということでやっていただいておりますけれども、決算で申し上げますと、西坂戸地域し尿処理施設につきましては、汚水処理場及び管路施設の維持管理を行う経費がかかるわけでございます。それらの財源といたしましては、主に使用料と坂戸市からの負担金となっております。平成19年度の決算ということで申し上げますと、歳出といたしましては、維持管理に要する経費として6,711万5,000円、西坂戸地域し尿処理施設としての整備基金への積立金650万6,000円、合計いたしますと7,362万1,000円となりました。それに対する歳入といたしましては、西坂戸地域し尿処理施設の使用料として4,907万8,000円、西坂戸地域し尿処理施設としての整備基金からの繰入金690万円、坂戸市からの負担金及び繰越金が3,087万3,000円で、合計いたしますと、8,685万1,000円となっております。今後におきましても、公共下水道への移管までの間、同様の財政運営により、適正な維持管理をしていきたいと考えております。

続きまして、西坂戸し尿処理施設における下水道との接続方法についてでございます。し尿処理施設との接続に関しましては、平成25年度を目標に、西坂戸地区のし尿処理施設まで約4.6キロメートルの中央幹線の延伸を行い、現在使用しておりますし尿処理施設の流入箇所マンホールポンプを設置し、切りかえを行う計画でございます。したがって、西坂戸地域については、経費削減策として、先ほども申し上げましたとおり、面整備を行わないで、現在の下水管を利用する計画となっております。し尿処理施設に到達し、切りかえさえすれば、すぐに公共下水道として使用できることとなるわけでございます。なお、マンホールポンプに流入した下水は、ポンプにより自然流下で流れる箇所まで圧送され、石井水処理センターまで汚水を送り、処理する計画でございます。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

6番、大山茂議員。

○6番（大山 茂議員） それでは、2点再質問をさせていただきます。

再質問の第1点、コミュニティープラントの維持管理についてです。いずれにしても、37年たって老朽化しているということはただいまの答弁の中にありました。それで、今後5年間、施設整備に関しては必要最小限というふうな、また緊急的な対応もするとのことでありましたが、こうした老朽化の現状からすると、今後5年間維持管理、補修修繕に一定の費用がかかるというふうなことはあるかと思えます。そこで、5年間の整備計画ということではありますが、5年間を待たずに、早急に完成をさせたほうが、その意味で言えば、老朽化したコミュニティープラントの補修修繕費用の経費への負担が減るということを考えれば、5年間を待たずに、できるだけ早く完成させていくべきではないかと思えますが、その点の見通しといたしましうか、その点のお考えについてお伺いします。

再質問の2点目、これはこれまでの過去の数回の議会で、西坂戸の下水道使用の問題については触れてまいりました。いずれにしても、日々西坂戸は単身住まい、また高齢者世帯がふえています。そうした使用水量が少ない世帯への配慮をすべきであるということはこれまでも触れてきましたが、この間、西坂戸の住民の間で、西坂戸の下水道使用料の、とりわけ使用水量が少ない家庭での不公平感というふうなことでのそれなりの住民の動きもあります。そういった状況をかんがみて、使用水量が少ない世帯への配慮をして、下水道使用料についてね、使用水量が少ない世帯への配慮をすべきであると思えますが、この点についてお伺いします。

以上、再質問2点です。

○井上勝司議長 金子事務局長、答弁。

○金子久夫事務局長 お答え申し上げます。

まず、5年間ということで、その前に接続できないかということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、西坂戸までの工事延長につきましては約4.6キロメートルという非常に長い距離がございます。それと、途中で鉄道横断や河川の横断があります。それと相まって、現在構成市等の厳しい財政状況もあるわけでございます。今回事業認可の許可をいただいた平成25年までの計画期間が、下水道組合といたしましては、事業認可の許可をいただく最小期間と考えております。今後十分関係機関とも協議をしてまいり、計画どおり建設を推進していけるよう努力してはいきたいと考えております。

次に、使用料の配慮の関係だと思っておりますけれども、今まで組合といたしましては、2カ所、現在地域し尿処理施設について、公共下水道へ接続してから公共下水道への使用料に切りかえをさせていただいております。また、使用料の考え方につきましては、これは公共下水道も同じでございますが、一般家庭から排出された汚水を処理するための管理運営費等を使用料としてご負担いただくものでございます。公共下水道は、管渠、並びに北坂戸水処理センターと石井水処理センター及びそれらを補完する施設の管理運営費として使用料をいただいております。したがって、地域し尿処理施設を公共団体が管理するとしても同じでございますので、現在処理を行っている施設に関する管理運営費について、使用料としていただくものという解釈をさせていただきます。

なお、現在の使用料につきましては、これは何回か申し上げましたけれども、組合に移管する際に、坂戸市と西坂戸団地自治会、そして下水道組合の3者において、使用料を含めた移管の協定を締結いたしております。下水道組合といたしましては、移管時に自治会のご意向を十分に尊重して協定した結果、現在の使用料体系になっているものと理解してございます。今後におきましても、坂戸市と西坂戸団地の自治会、そして坂戸、鶴ヶ島下水道組合、3者の協議したところの協定書に基づきまして、公共下水道に切りかえるまでの間、この使用料体系を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○井上勝司議長 よろしいですか。

○6番(大山 茂議員) はい。

○井上勝司議長 以上をもって一般質問を終結いたします。



◎議長のあいさつ

○井上勝司議長 以上をもちまして、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、早朝よりご出席をいただき、付託されました平成20年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算の議案審議に際しまして、熱心にご審議いただき、適切なお結論をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、審議に当たりましては、伊利管理者を初め執行部におかれましては、常に誠意をもって審議に協力されましたことに対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、年末を迎え、議員各位におかれましては、時節柄各種行事も多く、何かとご多用のことと存じますが、くれぐれもご自愛くださいまして、両市並びに本組合発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

○井上勝司議長 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

○伊利 仁管理者 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、早朝より第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合定例議会にご出席を賜り、ご提案申し上げました補正予算案につきまして慎重ご審議を賜り、原案どおりのご議決を賜りました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本年もあと数日で暮れようとしていますけれども、振り返ってみますと、本年は、石井水処理

センターの増設工事の完成という大きな事業が行われました。これによって処理能力は各段にアップをいたしたところであります。したがって、今後の整備計画の拡大、こういったところにこれから展開をいたしていくということができたわけであります。

さらに、大谷川も、排水工事、排水機場の工事がこれまた完成いたしました。これもまさに長い長い水との闘いの歴史、有史以来の歴史のところであったわけでありますが、これらの完成に伴いまして、当該地域の方々が本当に安堵をいたしているところであります。これら大きな事業等につきましても、議員各位の格別なるご指導と深いご理解、ご支援のたまものでありまして、改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これからも議会の意を体しまして、下水道の普及促進、さらにまた施設の安全運営管理に十分配慮して進めてまいります。特に年末年始の休暇がございますけれども、処理施設は休むことはありません。こういったところにつきましても、万全の配慮をし、体制を整えてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、来るべき年が議員各位にとりまして希望に満ちたよりよき年でありますように心からご祈念申し上げ、御礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。



◎閉会の宣告

(午前10時39分)

○井上勝司議長 これをもちまして、平成20年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ご苦労様でした。